

高岡地区広域圏事務組合が処理する家庭系一般廃棄物のうち高岡市、氷見市及
び小矢部市が収集する燃やせるごみの焼却に係る手数料条例

平成26年3月31日条例第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定に基づき、高岡地区広域圏事務組合が処理する家庭系一般廃棄物のうち高岡市、氷見市及び小矢部市が収集する燃やせるごみの焼却に係る手数料は、次のとおりとする。

家庭系燃やせるごみ指定袋

大（45リットル）	1袋につき	30円
中（20リットル）	1袋につき	20円
小（10リットル）	1袋につき	10円

附 則

この条例は、平成26年9月1日から施行する。